

# オーストラリアへの輸出拡大支援事業委託業務仕様書（案）

産業労働部 営業局

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行うオーストラリアへの輸出拡大支援事業委託業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

オーストラリアへの輸出拡大支援事業委託業務

## 2 業務の目的

今後も日本食の輸出拡大が見込まれるオーストラリアの有力バイヤーとの商談会を実施し、新たな県産品の輸出をスタートさせる他、現地イベントへの長野県ブース出展及び越境ECを活用した販売を行うことで、オーストラリアへ販路拡大を目指す県内事業者を支援する。

## 3 委託契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月24日（火）まで

## 4 業務内容

### （1）オーストラリアの有力バイヤー（商社）との商談会の実施

#### ア バイヤー企業の選定

食品卸、小売、飲食等の分野で商談の成約が高く見込まれ、継続的なオーストラリアでの販路開拓・拡大に繋がるバイヤー（商社）を選定し、県内事業者との商談会を実施する。バイヤー（商社）が長野県へ来県する際の航空券、宿泊費、国内交通費等は全て委託費の中から支出することとする。

#### イ 商談会参加企業の募集

参加事業者募集の募集に関しては、申込書、応募要項、商談会シート（FCPシート）等の書類作成や提出フォームの作成は、乙が行う。参加募集は甲が行い、取りまとめは乙が行うこととする。

#### ウ 商談会の開催・運営

##### ①商談会場の手配

- ・商談会の会場については、県内事業者が来場しやすい会場を手配すること。
- ・会場の選定にあたっては、参加事業者のサンプル商品をバイヤーに試食していただくため、調理ができる場所を確保すること。

##### ②スケジュール等の作成及び事業者への連絡

翻訳が必要な場合は、参加事業者から送付された商品情報を事前に翻訳し、海外バイヤー企業に提出すること。また、事前マッチングを行い、個別商談スケジュールを作成すること。商談日数は、原則2日間とする。なお、参加事業者数が多数の場合には、一次選定も可とする。

##### ④当日の運営

・看板の掲示、テーブル・椅子の配置、参加事業者の試食品の運搬確保、試食・試飲に必要な備品、リアルで参加ができない現地のバイヤーをオンラインで繋ぐ場合には、モニターやパソコン、スピーカー等の準備などを含め、商談会場の設営を行うこと。商談会終了後には、撤去作業も行うこと。

・商談内容に応じた適切な人数のスタッフを配置し、進行や時間管理等、商談会が円滑に進むよう運営すること。

#### ⑤通訳の手配

必要に応じて参加事業者の商談が円滑に進むよう英語が堪能な通訳を適正に配置すること。

### エ 商品選定

商品については乙が全て買い取り、返品不可とする。商品選定事業者数は概ね8者程度、商品数は1者につき1または2商品とし、それ以上の取扱いも可とする。

### オ 輸出に関する手続き等

選定された商品については、輸出通関に関する手続き（インボイスの作成、パッキングリストの作成等）、国内からオーストラリアへの輸送、現地倉庫及びオーストラリア国内での配送手配等は、全て乙が行い、費用は委託料の中から支出するものとする。ただし、乙の指定する日本国内の指定場所までの配送料は、参加事業者負担とする。

## (2) 現地イベントへの長野県ブースの出展

長野県産品の現地での認知度向上・販売促進を目的に、オーストラリア国内で開催されるイベントにて長野県ブースを出展すること。

### ア イベント内容

B to C向けだけでなく、B to B向けに県産品の商談にも繋がるイベントが望ましい。

### イ 出展ブース数

ブースは2ブース以上とし、最終的には参加希望事業者数によって甲乙の協議により決定するものとする。

### ウ 商談会参加企業の募集・サポート等

オーストラリアに輸出をしている事業者を中心にイベント参加者の募集、取りまとめ、希望のあった事業者の出展サポートについては、乙が行うこととする。

### エ ブースの運営

ブースの出展にあたっては、乙がイベント主催者との調整の上、企画し実施すること。また、渡航を希望する事業者や県職員が円滑にイベントに参加できるよう現地でのサポートや、必要に応じて、適正な通訳を配置することとする。会場の装飾、必要備品、試食で提供する商品等については、乙が準備し、費用は委託費の中から支出するものとする。

## (3) 越境ECサイトを活用した県産品の販売

越境ECサイト運営事業者が展開するオーストラリアのサイトに県産品を集めた特設コーナーを開設し、4か月程度販売する。

### ア 長野県特設ページの開設

オーストラリアで閲覧できる越境サイトにおいて、県内事業者が製造する商品を販売する特設ページを開設する。サイトについては、甲と協議し最終決定を行う。

## イ 越境ECサイトの管理・運営

特設ページについては、乙が適宜更新を行う。特設ページに掲載する商品は原則、買取方式とする。また特設ページでの実績（売上総額、売上内訳（社名・商品名含む））等を甲に毎月報告する。

### （４）オーストラリアでのメディア等を活用した発信

（２）の現地イベントへの集客や（３）の越境ECサイトでの県産品の販売等、現地メディアやSNS等を活用した発信を行うこと。

### （５）その他

契約期間終了後も、継続的な販路拡大につながる取組みを実施すること。

## ５ スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、甲と協議のうえ決定する。

日 程		項 目
令和7年1月	下旬	・公募型プロポーザル公告
2月	下旬	・受託事業者決定・契約
3月	月上旬	・商談会参加事業者募集
	下旬	・参加事業者募集締切・選定
以降 令和8年3月 まで		・商談会スケジュールの決定 ・バイヤー招へい商談会の開催 ・選定商品の輸出に向けた手続き、輸送 ・豪イベントへの長野県ブース出展 ・越境ECサイトでの長野県特設ページの開設・販売 ・メディアを活用した発信 等
3月	下旬	・実績報告書の提出

## ６ 完了検査

- （１）乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。
- （２）乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

## ７ 業務の実施体制

- （１）業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- （２）統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- （３）統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に甲へ書面で報告すること。

## ８ 成果品の帰属

- （１）委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。

- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、甲に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、甲に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。
- (3) 乙は、本事業完了後、甲が指定する日までに業務完了報告書を紙媒体1部または、電子データ（PDF形式及びPowerPointやWord等の編集可能な形式）で甲に提出すること。

## 9 個人情報取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 10 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

## 11 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (6) 乙は、本仕様書に記載されていない事項について、甲の指示に従わなければならない。
- (7) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (8) 本事業で生じた一切の訴訟については乙の責任において対応するものとする。